

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第1号に掲げるあわび漁業につき、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
|-----------|---------|------------------------------|----------|--------------------|---|
| あわび漁業(特認) | 別記 操業区域 | 令和6年12月21日から 令和7年10月31日まで | 制限なし | 10人 | <ul style="list-style-type: none"> ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者 |

別記 操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識

イ 佐賀県、福岡県の境界（包石）に設置した標識と長崎県壱岐市芦辺町名島本島を結んだ直線と、唐津市高島南東端と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（北緯33度26分54.41秒・東経129度59分25.87秒）

2 申請すべき期間

令和6年10月21日から令和6年11月22日まで